

一般廃棄物再生利用業指定証

藍生第27号
令和4年5月2日

770-0053

徳島市南島田町3丁目21番地—1

有限会社 みどり清掃

代表取締役 岡山 篤史 殿

藍住町長 高橋 英夫



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号・第2条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指定年月日 (指定内容の変更年月)	令和4年5月24日	
指定番号	第4-1号	
事業の 範囲	事業の種類	再生活用 ・ 再生輸送
	取り扱う一般 廃棄物の種類	木くず・紙くず・廃プラスチック・衣類・畳
再生利用の目的	粉碎後、加熱圧縮し固形燃料（RPF）を製造	
指定期間 (指定期間更新)	令和4年5月24日から令和6年5月23日まで	
指定条件	藍住町一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱第3条の規定に適合していること。	